

地域身体障がい者 スポーツ大会で大活躍！

11月5日、稲敷市江戸崎総合運動公園体育館で「令和4年度地域身体障がい者スポーツ大会」が、本市、稲敷市、取手市、つくばみらい市、牛久市、美浦村、龍ヶ崎市、阿見町により開催されました。

本大会は、障がい者スポーツの理解を深め、障がい者福祉への関心を高めることで、身体障がい者の自立と社会参加の促進につなげることを目的として行われています。

社会福祉課（千代田庁舎）

フライング ディスク

狙ったように
飛ばすのが難しい！



ゴールの輪から5m離れた位置からディスクを5回投げ、ゴールを通過した回数を競います。

缶つり競争

缶が落ちないように
気をつけて…
慎重に…



つり竿を持ってスタート。途中にある空き缶をつり上げ、ゴールします。

輪投げ競争

集中力が
大事！



得点板から3m離れた位置で9本の輪を投げ、合計得点を競います。1つの棒に複数の輪が入っても得点は1回分です。

ケツ圧測定

勢いをつけて…
パーン！！



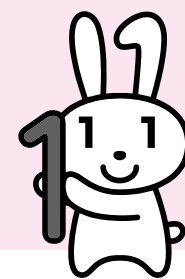
コース途中の椅子に置いてある風船を、おしりで割ってからゴールします。

総合 準優勝！

本市から参加した3人の選手は、4種目に参加。熱戦の結果、総合で準優勝の成績を収めました。選手の中島さんは、「準優勝をもらえて嬉しい。参加者がもっと増えてくれば」と喜びを語ってくれました。



左から
しらと ようこ
白戸 洋子さん
なかしま たかひさ
中島 隆久さん
さかもと あきこ
坂本 昭子さん



デジタル社会のパスポート マイナンバーカード

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

マイナンバーカード(以下、「マイナカード」と)と健康保険証の一体化に関する疑問について回答します。

問 市民課（千代田庁舎）

Q.1 マイナカードの取得は任意だと思っていたけど、必ず作らなければいけないの？取得できない人は、保険診療を受けることができないの？

A.1 マイナカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。

マイナカード保険証で受診することで、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいた、より良い医療を受けられるようになります。このため、デジタル庁・総務省を中心に、施設に入所している方も含め、全ての方がカードを持てるように努めています。※紛失などの事情により、手元にマイナカードがない方々が保険診療などを受ける際の手続きについて、今後、国で検討が進められます。

Q.2 マイナカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞いたけど？

A.2 保険証利用に必要な準備が進められ、令和5年4月からは、全ての医療機関・薬局で、マイナカード保険証で受診できるようになります。

なお、マイナカード保険証を利用した際の自己負担額は、令和4年10月より改定され、従来の保険証よりも費用が高くなることはありません。

Q.3 マイナカードを紛失した場合、再発行まで保険証が使えないの？

A.3 紛失などにより再発行する必要がある場合に、市町村窓口申請すれば、10日間程度でカードを取得できるよう、国で検討が進められています。

※カードの再交付が終了するまでの間など、事情により手元にカードがない状態で保険診療などを受ける必要がある場合の手順について、今後、国では関係府省と連携しながら、丁寧に対応していきます。

Q.4 マイナカードは、当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がするけど、持ち歩いてもいいの？

A.4 今後、マイナカードを利用する便利なサービスが増えていきます。持ち歩いて使ってください。万が一紛失した場合は、24時間365日フリーダイヤル（☎0120-95-0178）で受け付けていますので、利用を一時停止してください。

※マイナカードはパスワードを知らなければ使えません。ICチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みのため、悪用することもできません。

Q.5 マイナンバーを人に見られても大丈夫？

A.5 大丈夫です。マイナンバーだけ、または名前とマイナンバーだけでは情報を引き出したり、悪用することはできません。マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務化されています。オンラインで利用する時も、ICチップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使いません。

Q.6 マイナカードを落とすと、マイナンバーにひも付けられた自分の個人情報やICチップに入っている税・年金・医療などの情報が流出するの？

A.6 ICチップには、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできず、ICチップから不正に情報を読み出そうとすると、チップが壊れる仕組みとなっています。

※記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の情報と顔写真、マイナンバー、電子証明書と住民票コードです。

また、マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、手続きを行う行政職員しかいません。行政職員であっても、業務に関係のない情報は見ることができない仕組みとなっています。※業務上の必要があり、行政機関であなたの情報のやり取りがあった場合は、マイナポータルから、やり取りの内容を全て確認できます。



マイナンバーに関するお問い合わせ

0120-95-0178

※マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

音声ガイダンスに従い、お聞きになりたい情報を選択してください。

1番:マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード
2番:マイナンバーカードの紛失・盗難
3番:マイナンバー制度・法人番号
4番:マイナポータル
5番:マイナポイント第2弾/6番:公金受取口座登録制度

平日:午前9時30分～午後8時
土日祝:午前9時30分～午後5時30分(※)

※1番・5番は平日・土日祝ともに、午前9時30分～午後8時
(期間:令和5年3月まで)